

2000年4月13日
(平成12年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 山本章

国民年金適用促進に係る住民基本台帳の個人情報を外部提供すること
及び外部提供することに伴う本人通知の省略について（答申）

2000年（平成12年）3月31日付けで諮問された、国民年金適用促進に係る住民基本台帳の個人情報を外部提供すること及び外部提供することに伴う本人通知の省略について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報保護条例第9条第2項第4号の規定による外部提供の必要性を認める。
- (2) 同条例第9条第3項の規定による本人に通知しないことの合理的理由があると認める。

2 実施機関の職員の説明要旨

実施機関の職員の説明を総合すると、住民基本台帳の個人情報を外部提供する必要性及び本人に通知しないことの合理的理由は、次のとおりである。

(1) 外部提供する必要性について

ア 住民基本台帳は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録等、住民に関する事務処理の基礎とするため、住民に関する記録の適正な管理を図っている。

また、市町村の長は登録申請があったときは、当該申請人について、住所、生年の年月日、男女の別、世帯主の氏名、世帯主との続柄、本籍地、住所等の事項を住民票に登録し、備えなければならない。

イ 国民年金法第7条により国内に住所を有する20歳から60歳未満の者（ただし同条第1項第2号及び第3号に該当する者は除く）は国民年金への加入が

義務づけられている。

また、市町村の国民年金事務は機関委任事務が廃止され、平成12年4月施行の「地方分権の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により、法定受託事務に規定されたが、国民年金事務の円滑な実施のため引き続き市町村と国が協力し、市民への国民年金制度の周知と無年金解消のため、適用勧奨及び保険料納付勧奨の業務に連携して取り組んでいく必要がある。

特に、加入開始となる20歳到達者の職権による適用及び手帳送達については、国民年金法第7条の被保険者規定に基づき社会保険庁の通達及び実地指導により、平成11年度まで機関委任事務のため市で実施してきたが、市民の年金受給権確保のため平成12年度以降も20歳到達者に対しては、市から文書による国民年金制度の案内や加入届出の勧奨、また、年金指導訪問による勧奨を行う必要があり実施することとなった。しかし、該当者からの届出は5割強という実情から、残る4割以上の人たちがこのままでは国民年金への加入機会を失い、一方で厚生年金保険及び共済組合の2号被保険者、また、その喪失者については確実に捕捉され、適用が漏れなく行われるのに対して、制度の知得や加入について公平性、機会の均等が損なわれることとなる。

このため、平成12年度からは、20歳到達者の手帳送付による適用は国が実施するが、この適用にあたっては市の住民基本台帳の基本情報が必要不可欠で、市としては、適用漏れにより市民が制度加入機会を逸する不利益を防止するため、この20歳到達予定者の情報提供に協力したい。

ウ 外部提供を適用した場合の実務上の処理としては、住民異動を的確に把握しながら行う必要があるため、月次処理とし、個人情報提供は誕生月の前月、継続的に月毎に行うこととなる。また、情報はリスト帳票により、藤沢社会保険事務所に提供し、市は厚生年金保険等の公的年金制度加入の有無等を照会することにより、年金番号未付番を確認し効率的な加入勧奨を行い、社会保険事務所は加入届出者以外を照合確認のうえ適用し、手帳送付を行う。

(2) 本人に通知しないことの合理的理由について

住民基本台帳から個人情報を外部提供することについての本人通知は、通知する対象者が多数で、当該通知に係る費用及び事務量を過分に要し、事務処理の効率性が著しく損なわれること及び通知しないことが本人の不利益とならないことから、外部提供する旨を当該本人に通知しないことの合理的理由がある。

3 審議会の判断理由

(1) 外部提供する必要性について

国民年金は国内に住所を有する20歳から60歳未満のすべての者に加入が

義務づけられているので、適用対象者を的確に把握し、未加入者の解消を図るうえでも、20歳到達者について確実に把握できる、住民基本台帳の個人情報外部提供する必要性は認められる。

(2) 本人に通知しないことの合理的理由について

外部提供することについての本人通知は、通知する対象者が多数で、当該通知に係る費用及び事務量を過分に要することから、実施機関の事務処理の効率性が著しく損なわれ、かつ、本人に必要な年金手帳が送付されることから、通知しないことが本人の不利益となる性質のものではなく、外部提供する旨を当該本人に通知しないことの合理的理由がある。

以 上